

平成27年8月

大津南部地域の「これから」検討会 課題整理 検討

1、大津南部の状況と課題、進め方

(1)「重症心身障害者」

1) 日中活動の課題

- ・対象者像：重症心身障害者と言う呼び名でなく「療養介護対象」（成人も含む）とできないか
- ・受け入れ事業所：ピアーズとさくらはうすとまちかどプロジェクトの3か所で受け入れ。現状はどこも定員一杯で、今後三年のうちに、新規の通所が必要。また、重心タイプと高齢化・重症化のニーズ分けて考えることも必要。
- ・ヘルプの利用による外出や余暇支援など併用による生活の拡大
- ・喀痰吸引制度の活用など職員のスキル向上
- ・医療リスクの高い人への支援：医療支援の向上（看護師確保の課題）
- ・今後の進め方：南部に必要な重心通所についてびわこ学園と自立支援協議会重心部会で協議把握する。北部についても同様。

2) その他の課題：

- ・重心生活介護ネットから、重心特化でない事業所で重心受けやすく「重度包括支援事業」個別給付化を要望＝県の考えは＝県半額、市町半額負担であり対象者の拡大＝個別給付化＝市町の判断を
- ・重症心身障害は児童に限られ成人は「療養介護対象者」と呼ぶ。重心判定（18歳未満発症）の在り方。
- ・重度包括支援事業の個別給付化。

(2) 自閉症、行動障害

1) 現状

- ・対象者像：知的障害を伴う自閉症を主に指す。
- ・日中に関して：さくらはうす、ぽかぽか、ステップ広場ガル、いちばん星で受け入れ課題としてはさくらはうすの行動障害の利用者が空間や職員体制と比較すると過剰で、質の良い支援が提供できない状態。また、重度の方も就労できないかの模索も今後必要。さらに一般の作業所の中での（行動障害）受け止めに向けたポートセンターのスーパーバイズ機能の充実が必要。
- ・住まいに関して：地域の暮らしの場作りを検討が必要。
- ・その他の課題：さくらはうすの重心・行動障害の割合（行動障害支援の課題とあわせて）重心以外の重度障害者支援の課題＝自立支援協のどこで考えるか？

- ・しが夢翔会「いちばん星」開所
- ・障害に程度にかかわらず就労を志向することも必要
- ・作業所での受け止めのためのアドバイス機能
- ・さくらはうすの自閉症行動障害受け止めについて再検討（重心＝療養介護相当の人の受け止めの必要）

（３）就労継続支援、移行支援

・現状：保護者は安定のため直接B型を希望する人が多い。就労移行支援は移行者が出るとその分赤字になってしまう。B型（A型も）の事業所の利用者もそこに定着するのでなく一般就労に向けた訓練の意味もあることを踏まえた取り組みや意識が利用者本人も事業所も必要。働き暮らし王センターとしては一般企業への就労支援だけでなくB型や生活介護の利用者の流動化やステップアップの支援も考えたい。

また、生活介護事業所間での情報交換や共有が自立支援協の日中支援部会では始まった。就労支援に関しても情報交換が今度必要。

さらに、これまでは利用者家族も特別支援学校を卒業したらB型利用者へ行くのが当たり前の感覚で選択肢がない状況だった。「どの作業所に行きたいか」ということで、とりあえず、そこに入って安心という感じであった。

・課題：大阪の「総合評価入札制度」のような、企業の取り組み（ジョブコーチ講座の修了者の有無なども評価される）が出来ないか？流動に向けた制度設計が必要。相談支援事業所が作成したサービス等利用計画と事業所が作成する個別支援計画の整合性と流動性確保に向けた支援のあり方の検討が必要。

・進め方：流動化（移行）に関して、家族との合意が必要。おおつならではの「生活訓練」や「就労移行支援」を利用してほしいが家族からは先の見通しがクリアではないと思われる。大津ならではの後の働く先の確保が必要。

逆に、移行先の一般企業から言うと「就労するなら挨拶くらいのマナーや生活上のスキルは身につけておいて欲しい」と言うような意見が多い。事業所としてのどのようなプログラムを提供するか検討が必要。

（４）精神障害の課題

・現状：大津市自立支援協議会の精神福祉部会では就労支援と居住支援の2つを中心課題として協議してきた。

住まいの確保が精神の人のグループホームはほとんどなく難しい。アパートでの一人暮らしは支援が必要になるほど、不動産会社や管理会社はひいてしまう。

就労支援については特化された部分があり知的障害の人を支援する事と同様あるいはそれ以上に就労支援しやすい。ただ、退職も多い。

・対応：県の自立支援協精神部会で公的保証制度等に付いて検討されている。

課題：住まいの場の確保が課題。居住支援に力を入れるが必要がある。県自立支援協精神部会で公的保証制度について検討をしており、大津圏域としても具体的な制度化に向けて取り組みが必要。

また、大津では精神の方が利用できるショートステイがないことも課題。・大津市でも居住支援が必要。

(5) 居住支援

・現状：居住支援の緊急性が高いが、新規でのグループホームは設置が困難な状況。しかし、入所施設の支援を地域で実施するにはホームの設立は必須。

また、公営住宅のホーム利用について、他府県では積極的に貸し出しているが、大津市の住宅課では、いまだに目的外使用はできないと言っている。

・課題：キーパーの確保が困難、現在の支援者の多くは高齢の人が多く、次の世代の支援者の確保が必要である。

また、高齢者のホームの火災等もあり、消防設備や建築基準などの要件が厳しくなり自動火災報知機や重度の方の利用が多いとスプリンクラーの設置等が必要となる。グループホームが施設と同等に扱われ、地域の自立のための住居であることについて、認識が弱くなっている。

・進め方：人員の確保に向けて広報等でアピールを行う。居住先の確保に向けて行政も入り協議を行う。また、公営住宅のホーム利用としての提供を大津市に求める。公営住宅の提供が厚労省から指示されているが、大津市住宅課では目的外使用はできないと言っている。公営住宅の使用に関して再度検討が必要。また、愛知県では条例を制定してホーム設立の際の消防法の適用の緩和を行っているが、大津市としても条例等を制定して緩和を求める検討が必要。

(6) 相談支援

・現状と課題：計画相談の進捗が不十分である。また、委託相談支援事業所が計画相談に手を取られて本来の役割である一般的相談を受けられない状態になっている。障害のある市民の悩み事があっても、すぐに委託相談支援事業所で対応できない状況。

相談の内容としては児童では就学前後の放課後支援の申し込みが増加しており対応に追われている。放課後等の支援の内容の評価が必要。また、成人期の相談では本人の自己決定支援のあり方や消費トラブルの増加の対応が増えている。

・進め方：基幹相談支援センターを設置して指定特定相談支援事業所の育成やフォローを行う体制が必要。また、委託の相談支援事業所と指定特定相談支援事業所の役割を明確にする。

(7) 高齢障害者

- ・現状：行政（司法）的には、「高齢障害者」という概念はない。ただ、65 歳になると介護保険が障害福祉サービスより優先となる。大津市では現在 3 か月前に介護保険を案内する。（なお、療育手帳 B2 で要介護 1-2、A で要介護 3 程度となる事が多い）
- ・課題：障害特性に合わせた支援の実施のためには、高齢者施策と障害者支援の適用について、高齢施策優先と必ずしもしないことも必要ではないか。
- ・進め方：相談支援事業が児童にも適応されることで、生涯を通じた切れ目のない相談支援が実現されようとしている。ところが（これからの数位がわからないので反語でいいのかわからないが）長い議論の結果、児童については、児童福祉法を適応（障害者である前に自動であること）することとされた。このため、児童相談支援は、児童福祉法を根拠として設定された。何度も言うが、これにより問題が起こるのかは、今後の推移をみる必要があるのだが、高齢についても、生涯にわたっての支援と、年齢ステージにふさわしい対応の両面の実現を必要としている。

平成27年9月30日

大津南部圏域の課題に対する政策提言書

大津市

市長 越 直美 様

大津市自立支援協議会「南部これから検討委員会」

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

大津市自立支援協議会においては種別・課題別の部会と同時に大津圏域を北部・南部の圏域に区分し、北部・南部それぞれの課題について検討協議してまいりました。このたび、大津南部の課題について検討を行う「南部これから検討委員会」において、次年度の政策に対する要望事項を取りまとめ、下記の通り要望書として提出しますので、よろしく願いいたします。

記

1、種別にかかる要望事項

(1)「重症心身障害者」の日中活動の場の確保が喫緊の課題です。

2年後に、新規の通所が必要となっています。南部に必要な重心通所について関係機関と調整のうえ、早急に大津市としての案の提示をお願いします。

(2) 自閉症、行動障害の処遇場所、特に住まいの確保が急務です。

特にさくらはうすの行動障害の人の過剰利用の解決に向けた、通所場所の確保への支援をお願いします。

また、一般の作業所中での行動障害受け止めに向けた自閉症行動障害サポートセンターのスーパーバイズを充実するための支援をお願いします。

(3) 精神障害の課題

住まいの場の確保が課題となることが多く、居住確保に向けた支援が必要です。不動産会社等への広報啓発活動及び公的保証人制度の構築に向けた行政の協力をお願いします。また、精神の方のショートステイの整備についても検討してください。

2、事業別の要望事項

(1) 就労継続支援、移行支援

おおつならではの「生活訓練や就労移行支援」を通して、障害者の18の春が充実したものとなるようさらに支援を強化してください。家族、保護者にとって先を見通せるものになるよう支援をお願いします。

(2) 居住支援

居住支援の場が不足している状況です。グループホームの利用希望者も多いですが、消防の改正に伴う物件の確保やキーパーとの確保が困難で新規でのホームの設立や運営が困難になっています。質の高い支援を地域で実施するには必須であるため、グループホームにおける消防法の適用の緩和に向けた条例制定の検討をお願いします。また、キーパーの確保（高齢の人が多い）が困難になっています。人材確保について支援をお願いします。

さらに、公営住宅でのグループホーム利用について、積極的な検討をお願いします。

(3) 相談支援

基幹相談支援センターの機能を整備して、地域の相談支援事業所の相談支援専門員の育成とスキルアップを行い、充実した相談体制が確保できるように検討ください。

(4) 高齢障害者

行政（司法）的には、「高齢障害者」という概念はありませんが、高齢になった障害者の方が介護保険への移行等に伴い、支援を受けることの継続性が阻害されることが起きています。介護保険との関係も含め、生涯を通じた切れ間のない支援が実現されるよう、また、年齢ステージにふさわしい対応が実施できるよう、支援の検討をお願いします。